

(財)長寿社会開発センターについて
《事務・事業説明資料》

法人概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

役員	常勤 3人 (非常勤15人)	うち 国家公務員出身者	常勤3人 (非常勤3人)	常勤3人 (非常勤3人)
職員	29人	うち 国家公務員出身者	常勤 1人	常勤1人
予算	10.9億円	うち 国からの財政支出	0.7億円	1.0億円

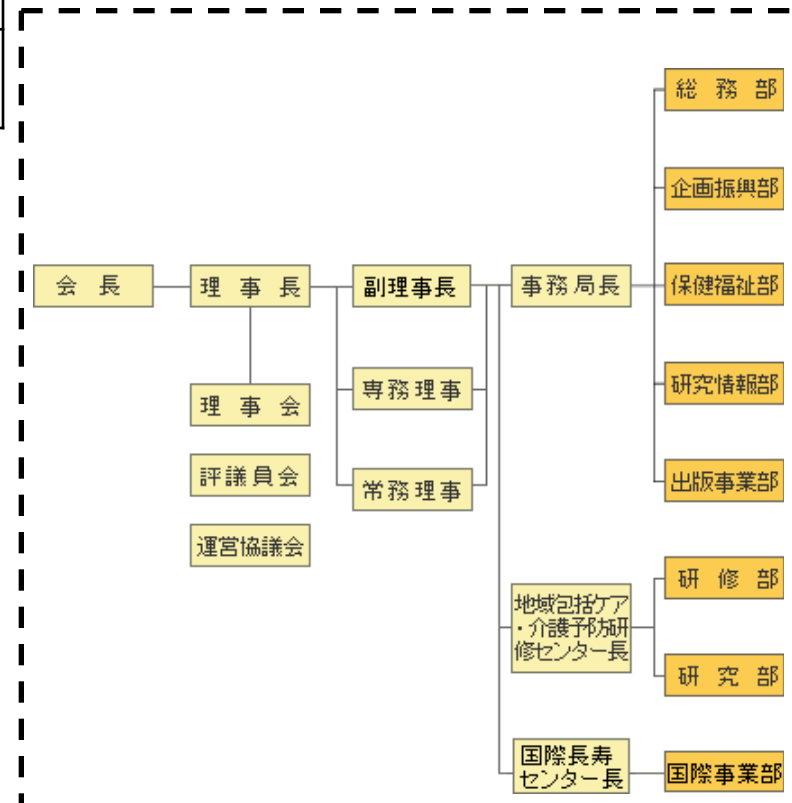
* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

* 平成22年10月1日現在、役員は常勤1人(非常勤17人)うち国家公務員出身者常勤1人(非常勤5人)となっている。

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

本部	8部 (29人)	うち管理部門 総務部3人	10 %
----	-------------	-----------------	------



《主な事務・事業》

事務・事業	予算 (億円)	うち国からの 財政支出
高齢者生きがい健康づくり関連事業 (指定事業:老人健康保持事業)	2.1	0
老人保健事業推進費等補助金 (公募型)	0.7	0.7
出版・介護人材育成等事業	8.1	0

法人の沿革

【法人設立の背景】

昭和49年1月に、昭和天皇・皇后両陛下のご結婚50周年を記念して、両陛下から「老人福祉事業奨励のための一助とされたい」というご趣旨の御下賜金を賜り、これを基金として財団法人老人福祉開発センターが設立された。

【財団法人 長寿社会開発センターに改組】

平成元年11月に、高齢者の生きがいと健康づくり事業の推進を図る中心的な役割を担う団体として、老人福祉開発センターの事業をすべて継承したうえで長寿社会開発センターに改組した。

【老人福祉法第28条の2に規定する老人健康保持事業に関する法人指定】

平成2年8月に、老人福祉法に基づく指定法人となり、老人健康保持事業の振興上必要と認められる事業を行う者に対する助成事業等を実施。

【福祉医療機構交付金の廃止】

平成22年度に、指定法人として実施していた助成事業に関し、その原資の「独立行政法人福祉医療機構交付金」が廃止。

➡ 指定法人制度に関しては、今後、老人福祉法の改正にあわせ廃止予定。

※平成21年度をもって、名宛て国庫補助金については全廃。

事業概要

【法人事業の3本柱】～自主事業～

1. 高齢者の生きがいと健康づくり啓発

- 都道府県明るい長寿社会推進機構の活動支援
- 国、開催都道府県と共にねんりんピック主催
- 情報誌の発行

2. 介護関係職員の研修支援

- 訪問介護サービス提供責任者の研修
- 地域包括支援センター職員の研修

3. 介護関係基本教材の提供

- ホームヘルパー養成研修テキスト
- 介護職員基礎研修テキスト
- 介護支援専門員基本テキスト

※上記事業の他に、調査研究事業の実施

老人保健事業推進費等補助金(公募型)を活用し、地域包括ケア推進のための地域診断に関する調査等事業(平成21年度)などを実施

老人保健事業推進費等補助金(平成21年度)については、国全体で276事業応募があり、評価委員会の審査に基づき、235事業採択された。

(長寿社会開発センターは5事業採択)

当財団の目指すもの

- 超高齢社会をどのように乗り切るかということは国民的な大きな課題である。
- 介護保険法第4条では、国民に健康保持の努力義務が課せられており、制度の持続及び個人の幸福追求のためには重要なことであるので、この分野での貢献を目指す。
- そのために、元気高齢者の祭典とも言うべきねんりんピックを頂点とした自己高揚の場づくりをすることにより、地方レベルにおける同様の取組みのモチベーションを高めることに寄与。
- 一方、要介護状態になった場合は、ケアマネジメント、ホームヘルプサービスは必須の支援策であるので、その人材養成に寄与。
- 民間団体の自主的な活動として、自助・互助を意識する住民を増やし明るい長寿社会づくりを目指す。

指定法人としての指定事業の内容

1 「老人健康保持事業」とは

老人の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加できる事業(老人福祉法第13条)

2 指定法人の業務

① 老人健康保持事業の振興上必要と認められる事業を行う者に対する助成事業の実施。

※ 老人福祉法第28条の4に基づき、独立行政法人福祉医療機構から交付される長寿社会福祉基金交付金を原資として助成を行ってきたが、平成21年度をもって廃止された。

○交付金の推移

17年度:1.1億円 18年度:1.2億円 19年度:1.1億円 20年度: 1.1億円 21年度:0.8億円

② 老人健康保持事業に関する啓発普及

- ・ 研究紀要、情報誌の発行、セミナーの実施（平成21年度より自主財源で実施）
- ・ ねんりんピックの開催支援としての広報(平成22年度より廃止)
- ・ ねんりんピック協賛金の募集(自主事業)

③ 老人健康保持事業に従事する職員の研修

- ・ 都道府県明るい長寿社会推進機構職員、シニアリーダー等に対する研修を実施（平成22年度より自主財源で実施。）